質問回答書

番号	実施要領該当ページ	質問事項	回答
1	1p （2. 定義（5））	3歳児クラス以上で本サービス利用の希望がある場合は契約してもよろしいのでしょうか。	公立保育施設において、3歳以上のクラスで個別で契約していただくことは、希望がある場合でもできません。民間保育施設等につきましては、付帯サービスとして提案していただいてもかまいません。
2	1p （2. 定義（6）（7））	本事業における利用料金の請求・支払いフローについて詳細をお伺いします。利用料（上限3,600円）に対し、保護者負担金が月額1,000円、残りが「差額」と定義されていますが、事業者は誰にいくら請求する想定でしょうか。（例：事業者は保護者に対して1,000円のみを請求・徴収し、残りの差額は津島市へ一括して請求・入金される仕組みでしょうか。それとも、保護者に全額を請求し、市から保護者へ差額が還付される等の別フローを想定されていますでしょうか。「12. 企画提案書作成方法 （8） 差額相殺事務の対応方針」の具体的な想定フローをご教示ください。）	公立保育施設の場合は、例前者の見込みのとおりです。民間保育施設等につきましては、公立保育施設と同様か、又は民間保育施設等と事業者が一括契約する場合は保護者負担分につきましても民間保育施設等へ一括請求をしてください。民間保育施設等につきましては、各園と協議の上、請求方法等を決定してください。
3		差額は自治体に請求する形でしょうか。	
4	1p、7p （2. 定義(8) 、12. 企画提案書作成方法（5）	「無料お試し期間」に消費される紙おむつ等の現物費用（原価）および配送等の経費については、津島市からの補助等はなく、全額事業者の負担（持ち出し）にて実施するという認識で相違ないでしょうか。	お見込のとおりです。
5	2p （2. 定義（9））	2. 定義（9）紙おむつ等の規格「必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う」とありますが、使用する銘柄は2種類以上でも問題ないでしょうか。	園職員負担の軽減の観点から全サイズ一つのブランドに統一してください。おしりふきについては、紙おむつとメーカーを統一する必要はありません。 手口ふきシート、及び紙エプロンにつきましては、お見込のとおりです。
6		「紙おむつ等は全ての園へ同じものを提供すること」とありますが、紙おむつについて、テープタイプ・パンツタイプ及び各サイズは、同一メーカーの製品である必要があるかご教示いただけますでしょうか。 また、おしりふきについても、紙おむつとメーカーを統一する必要があるか、併せてご教示いただけますと幸いです。 なお、紙おしぼり及び紙エプロンについてもサブスクリプションの対象となる想定ですが、これらについても、全ての園に同一の製品を提供するという認識でよいか、併せてご教示いただけますと幸いです。	
7	2p （3. 業務概要（2）オ）	「ヘルプデスク等を設置する」とありますが、専用のヘルプデスクではなく、弊社支店の連絡先を問い合わせ窓口として対応する形でもよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
8	2p （3. 業務概要（3））	業務期間が、令和11年3月31日まで、とあるのですがメーカーの大幅な価格改定などあった場合は、年度更新で価格の変更は可能ですか。	令和10年度以降は、今後社会情勢及び物価上昇による金額の変更がある場合は、協議の上、変更が可能です。

質問回答書

番号	実施要領該当ページ	質問事項	回答
9	2p （4. 予算額）	本サービスにおける費用の認識について、ご確認させてください。 利用料上限「月額3,600円（税込）」は、基本サービス4品目（紙おむつ・おしりふき・紙エプロン・手口ふきシート）をすべて含めた合計額の上限という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
10	3p （6. 日程（予定））	業者選定が「令和8年11月20日（金）」で行われ、サービス開始予定時期について「試験運用：12月中旬～1月」と記載されております。 保護者への周知・案内、利用申込手配、各園への配送・在庫管理体制の構築には通常一定の準備期間（1カ月半～2ヶ月程度）を要します。協定締結後、各園の準備状況や保護者周知の進捗に応じ、サービス開始時期（試行・本運用）について市および施設側と協議の上、柔軟に調整・設定することは可能でしょうか。	試験運用の開始の時期につきましては、実施要領「6. 日程（予定）」に記載されているスケジュールを基本といたしますが、協議の上、柔軟に調整・設定させていただきます。なお、本サービスの本格的運用開始につきましては、令和8年度中で変更はありません。
11	3p （7. 参加資格（1）ア）	7. 参加資格（1）アの提出書類に「身元証明書／個人の方及び受任者（本籍地の市町村で発行）」とありますが、本社で契約する場合は必要無しという認識で間違いないでしょうか。	お見込のとおりです。
12	3p、6p （7. 参加資格（1）、10. 参加申込書の提出（1））	本事業において、元請企業がおむつ等の手配・納品を担当し、協業企業（業務委託先）が債権譲渡を受けた上で保護者への直接請求・回収・督促・問い合わせ対応等を担うという、複数社での協業体制による提案を想定しております。この場合、「7.参加資格(1)」に規定される各種証明書類（登記事項証明書や納税証明書等）や、「10.参加申込書(1)」で求める各様式（会社概要や業務実績調書等）は、元請企業のみの提出でよろしいでしょうか。それとも協業企業（業務委託先）に関する書類も併せて提出が必要となりますでしょうか。ご教示ください。	参加申込書の提出に要する書類については、元請企業分のみの提出で構いません。ただし、協定締結に向けた協議の中で、再委託を行う事が判明した場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出していただき、①再委託を行う合理的理由、②再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、③その他必要と認められる事項について審査し、適当と認められる場合に再委託の承認をします。

質問回答書

番号	実施要領該当ページ	質問事項	回答
13	6p （11. 企画提案書の提出（1）イ）	価格見積書について 通常の価格とは別に年齢を絞ったトイトレプランを設けることは可能ですか。	公立保育施設においては、予算額以内でトイトレプランを設定していただくことは構いませんが、予算外で設定していただくことはできません。民間保育施設等に対しては、付帯サービスとして提案していただいてもかまいません。ただし、予算額を超えての請求については、民間保育施設等との間で協議を行ってください。
14	6p （11. 企画提案書の提出（1）イ）	見積書の記載金額は保護者負担金を含まない金額でしょうか。	見積書の記載金額は、保護者負担金を含んだ金額をご提示ください。
15	6p （11. 企画提案書の提出（1）ウ）	企画書の中で、③保護者に周知するためのチラシには価格（一律1,000円）はいれますか。また、契約締結後、各保育施設で直接保護者様にチラシを配布して案内する形になるのでしょうか。	「保護者負担金1,000円」について、チラシに記載をお願いします。 保護者へ当サービスを周知するチラシについて、公立保育施設は、園を通じて紙媒体の配布、又は公立保育施設通園保護者アプリ「HOICT」を利用したデジタル配信も可とします。デジタル配信の場合、ファイル形式は .pdf .png .jpg .jpeg .heic のみとします。また、外部リンクを園に通知していただければ、外部リンクを利用した周知も可とします。 民間保育施設等では、園と協議の上、紙媒体での配布又はデジタル配信かを決定してください。
16		保護者用のチラシにつきましては、保護者負担金のみの記載でしょうか。	
17	6p （11. 企画提案書の提出（1）エ）	個人情報管理体制の説明書について 弊社グループ企業にてプライバシーマークを取得しているおり、同等の管理体制をとっている場合は、説明書に乗せることは可能でしょうか。	グループ企業が取得したプライバシーマーク等の証明書の写しを利用いただくことはできません。本事業者様が取得されましたプライバシーマーク・ISMS等の証明書の写しをご利用ください。
18	7p （12. 企画提案作成方法（2））	利用料の納付方法について「園での一括徴収を含む複数の納付方法」と記載があります。本サービスは事業者と保護者の直接契約が前提と認識しておりますが、「園による一括徴収（園が保護者から現金等で集金し、事業者に支払う運用）」の提案は必須条件でしょうか。それとも、事業者が提供するキャッシュレス決済等で保護者から直接徴収できれば、「園での一括徴収」は必須ではない（園の業務負担軽減の観点から提案に含めなくてもよい）という解釈でよろしいでしょうか。	民間保育施設等の支払いの利便性を鑑みた想定となっておりますので、必須ではありません。
19	8p （12. 企画提案書作成方法（8））	12企画提案書作成方法（8）「保護者等の差額相殺事務の対応方針」とありますが、市から事業者への支払い手続きに関して指定の要件やルールはございますか。	月の初日から末日までに本サービスへ新たに申込があった利用者及び契約内容に変更のあった利用者のリストを園及び市へ毎月提供してください。公立保育施設の場合は、契約金額から保護者負担分（1,000円）を引いた金額を記載した請求書を毎月、市へ紙媒体又はメールにて送付してください。民間保育施設等につきましては、質問番号2の回答をご参照ください。 なお、3月末日までに園から発注のあった物品については、発注日の属する年度の支払いとします。

質問回答書

番号	実施要領該当ページ	質問事項	回答
20	9p （14. プレゼンテーション審査（3）イ）	プレゼンテーション実施にあたり、各事業者のプロジェクター持ち込みによる接続・調整トラブル等の不具合リスクを防止し、当日の審査をスケジュール通り円滑に進行する観点から、会場側（役所内）のプロジェクターをご用意（またはお貸し出し）いただくことは可能でしょうか。 評価者・事業者の双方にとってタイムロスのない円滑な審査環境となりますよう、ご配慮・ご検討いただけますと幸いです。	実施要領通り、当市からはスクリーンのみの提供となります。プロジェクター等の接続トラブル等を未然に防止するため、このような形とさせていただいています。お手数ですが、ご理解をいただきますようお願いいたします。